

一般質問通告一覧表

◆ 9人が質問を行います。

質問者	質問事項	質問要旨	答弁者
神細工 宗宏	1. 犬上川の浚渫について	<p>私は、毎年犬上川の浚渫について要望及び一般質問を行っています。</p> <p>昨年の一般質問でも申しましたが、川相地区は過去から何度も浸水被害を受けている地域で、浸水被害対策として北谷と南谷が合流する地点を下流に移設する工事が、昭和37年（1962年）完成しましたが、その後も1971年、1972年、1990年に浸水被害を受けています。ここ30年余り浸水被害は出ていませんが、氾濫寸前まで水位が上がった事は数回経験しています。</p> <p>昨年の9月議会の一般質問の回答では、「浚渫や砂利採取の計画的な実施には至っておりませんが、土砂の堆積状態を確認しながら、河川管理者である滋賀県湖東土木事務所へ要望してまいります」との事でした。</p> <p>川相区は昨年も今年も浚渫の要望を出しております。前回6年前の平成27年度に川相北谷及び合流地点から下流の砂利採取をして頂きましたが、南谷については長らく浚渫が行われていません。南谷は北谷と違い砂利採取には当たらず、大きな石が中心の浚渫が必要と考えています。浚渫に関しても昨年「撤去した土砂の持って行き先を非常に県も苦勞している」との回答でした。</p> <p>しかしながら、南谷沿線近くに住まわれている区民より、「増水時に最近家から水面が見える様に成った、川底が上がって居るようなので一之瀬橋から下流の浚渫をお願いしたい」と言う申し出がありました。</p> <p>また、昨年9月2日に写真を添えて提出していますが、一之瀬橋から下流約100メートル付近での護岸の山側の崩落があり、過去にもほぼ同じ個所で少なくとも、後2回の崩落があったと記憶しています。また、崩落土砂の撤去もされていないと記憶しています。</p> <p>全国各地で毎年洪水による大きな被害が起こっています。多賀町は大きな災害なく済ませて頂いておりますが、この先異常気象が多発する中、「線状降水帯の発生」等で数百ミリの降水があったなら確実に氾濫する状況だと感じています。</p> <p>それを踏まえ以下の質問をいたします。</p> <p>①一之瀬橋から上池商事裏までの川底までの高さを確認して、浚渫の必要性についての考えをお聞きいたします。</p> <p>②数回の護岸の崩落後、報告は区から、その都度行っていますが、その都度現場を確認して頂き、適切な処置を実施したかをお尋ねいたします。</p>	地域整備課長

	<p>2. 山林施策「森林環境税及び森林環境譲与税」の用途計画について</p>	<p>平成27(2015年)のCOP21で採択され、平成28(2016年)11月に発行の、「パリ協定」国際的な温暖化対策の法的枠組み。世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃より十分下方に抑制及び1.5℃までに抑える努力を継続。各国は削減目標を提出し、対策を実施し、削減目標は5年ごとに提出・更新すると言うもので、削減目標には森林等の吸収源による吸収量を計上することができる。これは削減出来なかった分を、森林の機能でマイナスにするという事です。このことから森林に温暖化の防止を託すものと、私は理解しています。</p> <p>それに伴い、森林環境税は令和6年度より、国内に住所を有する個人に対して一律年額1,000円を課する国税の徴収が開始されます。</p> <p>用途については、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用。となっています。</p> <p>譲与基準は、市町村では：総額の9割(当初8割)に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分、都道府県では：総額の1割(当初2割)に相当する額を市町村と同様の基準で按分となっています。</p> <p>この補助金に関して、以下の質問をいたします。</p> <p>①上記支援金を多賀町が受けられる額を概算で試算されていますか。 ②支援金が分配された場合の用途を、将来を見据えて検討を開始しておられますか。</p>	<p>産業環境課長</p>
	<p>3. 山林を伐採しての、ソーラー発電施設建設に関する条例について</p>	<p>平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が開始されたのを契機に、太陽光発電の普及が進んでいますが、地域によっては、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じています。そのため、太陽光発電設備等の適正な設置と自然環境との調和を図るため、その設置等を規制することを目的とした単独の条例を制定する自治体は、令和3年7月29日時点で確認できるものとして、156条例存在します。</p> <p>私が調べた範囲では、滋賀県条例としては存在せず、唯一大津市が条例を制定していました。</p> <p>未だ、森林を伐採しての設置は、多賀町での実例は無いと認識して居ますが、休耕田や耕作放棄地を中心に太陽光パネルの設置が見られます。</p> <p>そこで、問題が表面化するまでに、次の質問をさせていただきます。</p> <p>①多賀町で森林伐採しての太陽光発電の設置が既に存在するかお尋ねいたします。 ②多賀町での太陽光発電に関する条例策定の方向性をお尋ねいたします。</p>	<p>町長</p>

川 添 武 史	1. 一般会計 歳入、歳出 の全般につ いて	<p>① 決算書を見ていない中ですが、はじめに先の6月定例会の町長の行政報告で令和2年度決算見込みは、歳入59億4400万円、歳出56億5900万円、差引2億8500万円と報告されました。5月13日臨時会の専決処分の補正予算第15号では、大きく2億1300万円弱の減額補正を行い、予算額は60億7200万円となったが、まだ1億2800万円程度の差額がある。 この差額調整のための2回目の専決や減額補正予算が出てくるのか、また3月31日の締切から5月までの約2か月間で、どのような調整を行ってきたのか。</p> <p>② 令和2年度の予算は、町長、町会議員改選時の予算であり、また、コロナの感染が広がる中での予算編成でありましたが、細部まで計算された総額47億8000万円であり自主財源、町税18億4000万円、繰入金金は財調から1億5000万円、繰越金は例年予算額が4000万円だが、約2億7～8000万円と雑入、使用料、寄付金等をあわせて24億7000万円、法人町民税減額など1億3000万円、財調取り崩し1億5000万円で予算通りの決算額となる見込みである。多賀町の標準財政規模はどうなっているのか。</p> <p>③ 令和元年度の決算は、歳入全体で50億2500万円、町税で19億4300万円、過去最高であったと思います。令和2年度予算はコロナ禍の関係で1億円の減収を見込んでいたが、法人町民税還付金、法人町民税の減額、たばこ税減額、また3月31日に専決で5100万円の減額、総額1億3000万円の減額である。専決でなく、なぜ3月定例会で議案提案をしなかったのか。</p> <p>④ 令和2年度の依存財源は、国のコロナ対策でどこの自治体も大きく膨らんでいる。町債は、臨財債が増額され、凍結防止剤散布車、霜ヶ原地先の高橋等で9000万円増、交付税が増額されたにもかかわらず、なぜ専決で減額なのか。県支出金も補正で増額となったが、3月専決で大きく減額予算でトータル2000万円減額となっているが、なぜなのか。</p> <p>⑤ 国庫支出金は、大きく一人10万円の特別定額給付金、子育て支援等で8億円、地方創出臨時交付金3次の増額と2回の減額で2億2300万円増額であった。 定額給付金の減額、地方創出臨時交付金の減額、繰越明許費3億円などの予算で町民の安全・安心が保たれたと考えているのか。</p> <p>⑥ 令和3年度の当初予算は、48億4000万円、自主財源22億5000万円、町税も昨年度と比べて2億円の減で今年も還付金が発生している。 今年度は、依存財源に頼らざるを得ない状況で、先日に地方交付税が決定された臨財債含めて14億4000万円となり、当初予算よりも1億4000万円の増額、地方創出臨時交付金は、前年度分5700万円であり、今年度は新たに地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金5200万円が交付される。しかしながら、町税の2億円減収分を補填できる金額ではない。 前年度同様、地方交付税、国庫支出金の減額が見込まれるが、その対策としてどのように考えているのか。</p>	町 長
---------	---------------------------------	--	-----

<p>松 居 亘</p>	<p>1. 介護保険制度について</p>	<p>高齢期の生活を支える介護保険制度は2000年4月にスタートとしました。介護を家族で抱え込まず社会全体で高齢者の生活を支える「介護の社会化」を目指し、サービスを利用者自身が選び、介護を受けながら自立した生活の実現を理念に掲げています。制度の運営は、40歳以上が支払う保険料、国と地方の公費、利用者の自己負担で賄われています。要介護度に応じて在宅や施設で食事や入浴の介助、リハビリなどが受けられます。多賀町では本年3月に令和3年度から5年度を期間とする「第8期多賀町高齢者福祉計画および介護事業計画」が策定されました。多賀町社会福祉協議会でも「第2期多賀町地域福祉活動計画」がスタートしています。来年以降、団塊世代が75歳を迎え始め、これからの超高齢社会では介護サービスのあり方がさらに重要になってきました。このような状況を踏まえまして次のことについて伺います。</p> <p>①要介護認定の基準はスタート時期と比べてどのように変化してきましたか。 ②介護保険は高齢者の自立した生活を実現するために自らサービスを選ぶ自己決定権を大切にしています。そのためにどのような方策をされていますか。 ③利用者が望む生活実現には地域に使える資源があるはずですが、ケアマネジャーのプラン作成の一助としての地域資源リスト作りにはどのように取り組まれていますか。 ④介護制度ができて20年が経ち制度が複雑化してきているとの指摘がありますが、今後どのように改善していくべきと考えますか。 ⑤今後の大きな課題として、財源不足とサービスの支え手の不足が考えられますがどのように対応していく必要があると考えていますか。 ⑥国民健康保険事業と同様の広域合併は今後考えられますか。 ⑦元気な高齢者を多く作るということは介護認定率の低下と介護給付費の低減につながります。これからの元気な高齢者作りについて多賀町の方針は。</p>	<p>福祉保健課長</p>
	<p>2. 町道敏満寺本線の路面について</p>	<p>町道敏満寺本線は国道307号椿坂交差点から多賀尼子間を結ぶ延長約1200mの1級幹線町道であります。自動車等の長年の通行により路面損傷が多くみられます。その状態は、舗装の剥離、うねり、つぎはぎ、へこみ、隆起、亀の甲状のひびわれがほぼ全線にわたり見られます。またマンホール蓋設置個所における突出と段差や横断構造物上の沈下なども所々あります。そして町道沿いに設置されている暗渠構造物と舗装との間に段差ができていて、バイク・自転車の転倒事故につながりかねない箇所が随所に見られます。地元敏満寺区からは毎年舗装等の要望が出されています。このような状況についてどのように対応を考えておられるのか伺います。</p> <p>①舗装事業による路面の修復、打ち換え、オーバーホールの施工について、どのように考えておられますか。 ②1級幹線町道であることから、国庫補助事業による舗装事業の考えは。</p>	<p>地域整備課長</p>

<p>近藤 勇</p>	<p>1. 多賀小学校の通学路の安全管理について</p>	<p>現在、多賀小学校の児童は、徒歩またはバス、タクシーで通学しています。</p> <p>徒歩での通学は、多賀・尼子・敏満寺・土田・中川原・月之木・久徳・一円・木曾・木曾団地、バスでの通学は、八重練・大岡・四手・佐目・南後谷、タクシーの通学は、栗栖の子どもたちですが、本会議では、通学路の安全管理と通学方法について、質問します。</p> <p>徒歩での通学のうち、月之木・久徳・一円・木曾・木曾団地・中川原の子どもたちは、町道「中川原月之木新道線」と町道「多賀月之木線」を利用しています。</p> <p>経路としては、国道306号線の中央公民館の信号付近から、久徳・月之木、多賀ささゆり保育園の横を通り、県道「多賀高宮線」の交差点まで通っています。</p> <p>また、この町道沿いには、普段から水量も多く、水の流れも速い、通称「高宮川」、芹川沿岸土地改良区の左岸幹線水路があります。</p> <p>そこで、通学児童の安全の確保の視点から、次の点について伺う。</p> <p>①道路、特に通学路としての維持管理は適切か。 ②幹線水路に児童が落ちない対策は万全か。 ③児童の視点で、見通しは確保できているのか。 ④町道「月之木グリーンヒル線」、町道「中川原月之木新道線」の交差点、グリーンヒル団地の出入口に設置されている停止線、「トマレ」の表示は適切か。</p>	<p>地域整備課長</p>
	<p>2. 多賀小学校の通学方法の変更について</p>	<p>一円、敏満寺のうち守野の子どもたちは、徒歩通学の中でも距離が長いものの、地域、保護者、教職員の皆さんの見守りで、幸いにも事故は起こっておりませんが、防犯の視点も踏まえて一考が必要と考えます。中でも、守野は県道が広くなく、国道307号線を渡り、また将来的に(仮称)多賀スマートインターチェンジ上り線の出入口付近にもなり、交通量の変化も予想されます。</p> <p>そこで、次の点について伺う。</p> <p>①一円、守野の子どもたちの徒歩通学を、バス、タクシーの通学に変更する考えは。</p>	<p>教育総務課長</p>

山口 久 男	1. 広域での新 ごみ施設建 設計画とゴ ミ問題につ いて	<p>①多賀町におけるリバースセンターの可燃ごみの搬入状況および家庭系ごみの排出量の推移は。</p> <p>②多賀町におけるゴミの減量化計画、目標と進捗状況は。</p> <p>③新ごみ処理施設における容器包装プラスチックの取り扱いについてどのような協議がされたのか。分別協議会の議論はどのようなものか。多賀町としての分別の考えは。</p> <p>④プラスチックごみの資源化についての見解は。</p> <p>⑤環境影響評価の進捗状況、多賀町の財政負担の見通しはどうか。</p> <p>⑥新ごみ建設候補地となっている彦根市の西清崎地先の予定地で、周辺環境の調査や地盤調査等行っているのか、またその調査結果はどうか。</p> <p>以上について、広域行政組合副管理者としての町長の見解を問う。</p>	町 長
	2. 中学校給食 の改善と小 中学校給食 費保護者の 軽減につ いて	<p>(1) 中学校給食について</p> <p>小学校給食は自校方式で実施されているためおいしい給食が提供されているが、中学校給食は調理業務が外部委託のため、「小学校給食に比べおいしくない」「給食内容の改善をしてほしい」との声を聞く。安心安全でおいしい生徒に喜ばれる給食にするため以下の点について伺う。</p> <p>①食材の質の向上</p> <p>②地元産の野菜の使用状況</p> <p>③給食内容の改善について業者への指導、食材のチェック体制</p> <p>④献立は業者任せにせず町が作成することについて</p> <p>(2) 小中学校給食費の保護者負担の軽減することについての考えはどうか。</p>	教育総務課長
	3. 児童生徒の 通学におけ る安全対策 について	<p>日本全国で通学の登下校中に児童、生徒が交通事故に巻き込まれる事例が起こっている。現在遠距離通学の児童生徒は、スクールバス、スクールタクシーによる通学となっているが、児童生徒の通学の安全等を考慮して通学バス、タクシー通学を認める地域の拡大はできないか。</p>	教育総務課長
	4. 持続可能な 林業をめざ すことにつ いて	<p>多賀町の面積の86%を森林が占めています。森林は、木材の供給とともに環境の保全、水資源の涵養など公益的な機能を有し、生活に不可欠な役割を果たしています。また、CO2の吸収・固定による地球温暖化防止への寄与など「脱炭素社会」の実現にも欠かせない資源です。この大事な役割をもつ森林を歴史的にも維持・管理してきたのが林業です。しかし、外材依存政策のもとで、木材価格の低迷が続き、林業労働者の減少、山間地域が疲弊するなどの危機に瀕しています。</p> <p>①多賀町における林業の振興策、支援策の取り組み</p> <p>②6月議会で承認し、購入した木材グラップルの活用、使用要綱は。</p>	産業環境課長

木下茂樹	1. 農地放棄地の方策は	<p>本町の水田耕作地は、全域が中山間地に指定され、特に耕土改善された山間地(3/100以上)の耕作放棄地が増加の一途を辿っています。</p> <p>山間地耕作放棄地の根本的解決となる対策として、『農地中間管理事業』が平成26年度より活用開始されています。</p> <p>貸者であっても借者がいないのが山間地の実状であり、家庭菜園を楽しむ方への小口貸し出し、農業全般や水田耕作に興味のある方や参入を検討する新規就農者、農地の有効利用を受託してもらえらる団体など、法的障害を取り払った農政の大きな転換が必要となってきました。</p> <p>山間地の耕作放棄地は、年々増加しており農業、農地の維持管理への対策が喫緊の課題です。</p> <p>耕作放棄地には、雑草の種類が平地と違いススキなどは大きな株となり、雑木の出現も早い事から1年でも復元が遅れると、除去には多大な労力と費用を要する事となります。</p> <p>今年度、本町産米『みずかがみ』で、食味コンテストの知事賞や東京の百貨店で高価格で限定販売されたニュースがあり、消費へのアピールは出来たものの、山間地の耕作地維持・管理や安定耕作者の支援には至っていない状況にあると言えます。</p> <p>食味が良いと言われる山間地米であっても、一般的には価格は同じであり自然条件が厳しい山間地の農地は、耕作放棄地に成らざるを得ません。</p> <p>山間地の集落営農や担い手は、『業』として農地の集約化、大規模化によるコストダウンだけを目指しているのではなく、圃場条件不良であっても耕作放棄地とならないための農地保全を含め、受託されているのが現状です。</p> <p>平地では受託者(担い手・集落営農など)はあるが、山間地では受託者探しは困難を極めているのが実状です。</p> <p>それでも圃場条件が合わない農地は、耕作放棄地に成らざるを得ません。</p> <p>東びわこ農業協同組合(以下、JA 東びわこ と言う)管内の他市町には、子会社である農業生産法人有限会社『アグセス愛知』と『ホープ彦根』があり、本町にも同様の団体設立を打診すべきではと思われま</p> <p>す。</p> <p>また、法的規制もあるが、小規模区画の家庭菜園へ貸し出し、農業者でない請負耕作希望者の育成など、参入障壁を取り除く、緩和する事も必要と思われま</p> <p>す。</p> <p>本町の山間地農業の維持継続に、町独自の施策を願うところです。</p> <p>SDGs(国連の持続可能な開発目標)の一環である、地場農産物の「地産地消」に向け、行動に移して行かなければならない時期になってきています。</p> <p>農業が担う未来に向け、子孫・後継者に引き継ぎ、町民の食を守る土台づくりに、支援の輪に理解を賜りたいものです。</p> <p>そこで、以上の観点から担当課の対応について、以下の見解を問います。</p> <p>(1) 耕作放棄地の面積把握は。</p> <p>(2) 『農地中間管理事業』の活用状況は。</p> <p>(3) 家庭菜園貸し出し等や新規農業者の法的障害は。</p> <p>(4) JA 東びわこ子会社設立委託の検討は。</p>	産業環境課長
------	--------------	---	--------

	<p>2. 一般廃棄物の分類対策は</p>	<p>(1) 家庭系資源化は 環境経済学では、同一物であっても商品と廃棄物の違いは、「物の価値がプラスかマイナスか」で決まります。 廃棄物であるマイナスをリサイクル・リユースして、プラスにする事が必要です。 8月8日付け中日新聞10面に、県内全市町のごみ処理概要(2019年度一般廃棄物処理実態調査)で、愛荘町の取り組みが紹介され、県内最少の1人当たり/日排出量となっていますが、同年度リバースセンターへの搬入量(可燃)は403g/1人当たり/日で、本町は389g/1人当たり/日である事から、可燃ごみに関しては本町が少ないと言えます。 にも関わらず、全廃棄物総量からの統計では、愛荘町818g/1人当たり/日、本町850g/1人当たり/日となり、この数値の逆転現象は、不燃ごみや粗大ごみなどの資源化が起因となっていると推測されます。 愛荘町内の量販店敷地では、資源ごみポイント付与で、資源化カウントしている背景もあると思われます。 最近の住宅の間取りから、資源ごみの置き場が少ない事と不要物置き場の見場が悪いことが主因と思われる、不要物の発生即、手放したい衛生感覚が働いて、量販店の資源化施設に持込んでいると思われます。資源ごみであっても、回収日まで保管するより、持参してでも目の前から早く消し去りたい心理から、量販店回収は的を得ていると思われます。 本町でも、幼・保、学校の資源回収まで、待てない家屋の間取り環境を理解しなくてはなりません。 量販店の回収に、行政の安易な黙認は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に抵触する事があることを忘れてはいけません。 平成30年度以降の予算要求シート、一般会計決算額(環境衛生総務費)の推移からも、広域行政組合への処理負担金は増加しており、資源ごみ回収・収集と粗大ごみの細分化による資源化のシステムを、再考すべき時期と思われます。 また、廃棄物の処理総額には、処理費に回収・収集運搬費を加えなくてはならない事も忘れてはいけません。 そこで、以上の観点から担当課に対応と方向性について、以下を問います。</p> <p>① 資源化の分類変更は。 ② 資源ごみ回収、収集の方法変更は。 ③ 粗大ごみ細分化の資源化は。</p>	<p>産業環境課長</p>
--	-----------------------	--	---------------

(2) 事業系可燃物分類は

可燃ごみも家庭系と事業系に分類できるが、家庭系とは「一般家庭生活」となっており、家庭系以外が事業系と解釈できます。

家庭系と異なり、事業系は収集運搬業者の搬入手数料が 20,000 円/t であり、処理費が約 34,600 円/t(リバースセンター)であるから、差額約 14,600 円/t は各町の負担で、排出量削減は本町の一般会計歳出削減にもつながります。

一般廃棄物は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で、「市町村固有の事務」と規定しており、分別・分類も市町村の権限で決定できることとなります。

少し以前の資料ですが、平成 14 年度本町の可燃ごみ排出量は 1,492t/年度、15 年度は 1,147t/年で、前年度対比 345 t の減少となっています。

減少の要因は、食料品製造業の食品残渣を、産業廃棄物に分類変更して、大幅な削減に至ったとの事です。

リバースセンター操業当時は、愛知郡広域行政組合で本町は処理委託でした。搬入量が処理量を上回わり、本町は搬入量増大抑制のため、当時の日本道路公団多賀サービスエリアからの廃棄物を、全国のサービスエリア唯一搬入不可で対応されてきたとの事です。

社名が中日本高速道路株式会社に変わり、多賀サービスエリア内にエクスパークが開業すると、飲食業分類の排出量は増大し、最近の搬入量は 7t/月で推移しています。

また、排出物は、一般廃棄物の形状限界である泥状態であるとの事です。(リバースセンター聞き取りと資料)

そこで、SDGs の観点からも、多賀サービスエリア内の飲食業種から排出される未調理品、飲食残渣は、自家処理である堆肥化に推進する事で、エクスパークに入る各社、エクスパークを運営する中日本高速道路株式会社と、排出量削減、堆肥化に向け協議すべきと思われます。

以上の観点から担当課に対応と方向性について、以下を問います。

- ① エクスパーク内の飲食業者は一括施設とみなさないか。
- ② 未調理品、飲食残渣の堆肥化提案は。

大橋 富造	1. 幼児教育における副食費全額負担を	<p>令和元年から実施された国の幼児教育・保育無償化に伴って町独自で副食費も全額負担する自治体が増えてまいりました。長引くコロナ禍により正規の就業、パート従事にもつけない子育て世代の保護者は経済的にも大変な負担を背負いながら生活されていると思います。副食費とは、幼稚園や保育園で出るおかずやおやつ代を言います。実費費用において、幼稚園や保育園に通う3～5才児がいる全世帯を対象に、全額負担するもので町はこれまでも、世帯所得や年齢等不問の基準を独自に子育て支援がされてきています。第2子以降は全額負担してきた「人づくり革命」の一環として国が実施する幼児教育無償化の実施にあわせて、教育費補助を拡充する時期にあると考えます。特に幼児教育・保育の現場での食育の機会確保とともに、子育て世帯の移住・定住促進のきっかけになればと思います。</p> <p>令和4年4月より実施出来る予算を確保し是非実現させたいと考えますが、教育長の考えについて伺います。</p>	教 育 長
	2. 災害時の食料確保について	<p>西日本を中心に記録的な大雨が続き日本列島の南北に鎮座した二つの高気圧に前線が挟まれて停滞し、8月11日(水)の降り始めからの雨量が九州で年間降雨量の四割強に相当するなど、過去の常識が通じない水準の雨量となった。日本列島はどの地域に限りなく地震、豪雨など自然災害の多い国であり、わが町もいつどのような災害に見舞われるか誰にも分からない状況であります。</p> <p>長く続く前線は8月20日(金)ごろまで列島に停滞する見込みとの報道がされていきました。特に8月14日(土)10時15分に多賀町災害対策本部から降雨が予想される中、(大雨)土砂災害警報、洪水警報による浸水害が予想され、町全域に警戒レベル4『避難指示』が14時20分に発令され避難場所、安全な場所(親戚、知人宅)などへの避難情報と共に拠点避難場所が開設された。今回の発令に伴う混乱もなく大きな被害や災害も生じなかったことは大変喜ばしい事でもあった。しかし万一の災害時には備蓄食料は、既に保存用の乾パン、クラッカーなどを中心に確保されている中で、健康な成人には役立つかもしれませんが、子ども・高齢者などは硬くかむ事すら容易ではないものではないでしょうか。今回の線状降水帯がもたらす豪雨は地球温暖化に伴って大気中の水蒸気量は増加しており、今までのように想定外の災害「数十年に一度」や「百年に一度」のような大災害は今後も、毎年のように起き得ると気象学の教授から警告もされています。本当に災害時に直面した場合を想定し、役立つ食料の確保となっているのか再検討が必要ではないかと考えます。特に粉ミルク、哺乳瓶が必要な乳幼児、柔らかく、温かい食事が必要とする老人や乳幼児に与えられる災害用備蓄食料として準備も考えていくべき課題ではないでしょうか。多数の食料確保はもちろん大切ではありますが、災害時に役立つ避難所での食糧確保の見直しについて町長の考えを伺います。尚、厚木市などは液体ミルクの活用『粉ミルクのように湯を溶かす必要がなく、常温保存が可能』なども取り入れているようですが、消費期限が少し難点で粉ミルクのような長期保存には向かない面はあるが、避難所になりうる場所に配置するべきものと考えますが液体ミルクの活用についてどのようにお考えかを伺う。</p>	町 長

川 岸 真 喜	1. これからの保健事業は	<p>①がん健診について 8月末から、がん健診が始まっている。平成29年度から、受診率の目標が設定されているが、ここ5年のがん健診受診率は、下がる傾向にある。目標30%に対し、半分の15%にも及んでいない。今年度から50歳以上の偶数年齢を対象に、胃がんの内視鏡検査を、安価で受けることができるようになった。胃カメラは早期発見に最も有効な方法であり、2年に1度受けることで、健康を考える上で、安心にもつながる。受診率の向上で、多くの方のがんの早期発見につながることを期待したい。令和2年度の実績はどうか。また今後、受診率向上のための対策と、胃がんの内視鏡検査の申し込み状況はどうか。</p> <p>②予防接種事業について これまでインフルエンザをはじめとする予防接種事業がおこなわれてきた。しかし昨年来のコロナ禍において、住民のあいだには、マスクや手指の消毒・手洗いによって、通常のかぜを予防する対策が徹底されてきた。インフルエンザが蔓延していた数年前とは状況が異なっている。今年度当初予算には、849万円がインフルエンザの予防接種を委託する費用として計上されている。高齢者を中心にコロナワクチンの接種が進んでいる。令和2年度の実績はどうだったのか。また今年度以降の予防接種はどうなるのか。</p> <p>③不妊治療の保険適用の動きについて これまで不妊治療は、全額自己負担で、国の助成制度があるだけであった（1回30万円。40歳未満は6回まで、43歳未満は3回まで）治療費は一般に、100～300万円と言われており、当事者は、医療機関によって異なる、高額な複数の治療法（体外受精、顕微授精）から選ぶかたちで治療をしてきた。2018年度に不妊治療によって生まれた子どもは、5万7千人で、全体の6.2%に及んでいることから、国では保険適用の動きが加速している。保険適用になれば、3割負担となり、対象となる治療法も特定され、これまでばらつきのあった金額も平準化されると言われている。国の動きはどうか。また、保険適用になった場合の、町財政への影響はどうか。</p> <p>④新型コロナウイルスワクチン接種について 国内の40の都道府県でステージ4（爆発的感染拡大）となった。感染力の強いデルタ株の影響で、感染が収束する気配は一向に見えない。滋賀県でも、感染者のなかにデルタ株の割合が増えている。そのなかで、2回接種者のなかには、重症化や死亡例は減少しており、ワクチン接種の効果が出ていると言われている。 9月6日で64歳以下の1回目の接種が終了する。この間65歳以上の未接種の方も受けられる。大規模接種や、職場での接種も進んでいる。接種率は全国的には、65歳以上の高齢者で85%、64歳以下は、12%となっている。 本町において、65歳以上、64歳以下の接種率はそれぞれどうか。</p>	福祉保健課長
---------	---------------	---	--------

<p>清水 登久子</p>	<p>1. 学校の女子トイレの個室に生理用品を</p>	<p>今色々な所で生理の貧困という言葉を目にする人がいます。コロナ禍で仕事が減って、収入が少なくなり、生理用品を買う事が出来ずに、つらい思いの人が増えていると聞くこともあります。生理用品は必需品であるにもかかわらず、ましてや贅沢品でもないのに、10%の税金がかかっています。本当ならば非課税にするべきものかと思います。</p> <p>女性が生涯で使うナプキンは約1万枚。1枚当たり20円程、一生涯で456回、2280日（およそ6年半）毎月一回5~6日（とは限らない人によって体調とかにもよる）金額的には50万近く必要。でもこの金額はナプキンのみの金額で、実際には専用のショーツやピルの服用、酷い時には病院に行く必要もあります。</p> <p>生理の貧困にある女性や女子たちへの寄り添った相談支援の促進、今まさに取り組むべき施策だと加藤勝信官房長官が発言しています。</p> <p>支援に関しては255の地域が取り組んでいます。</p> <p>滋賀県でも大津市、甲賀市、草津市、竜王町、日野町などで生理用品の無料配布をはじめられたと聞きます。</p> <p>多賀町でも検討するのみではなく、実施していただきたいと思います。</p> <p>①学校、公民館などの公共施設の女性用トイレの個室にナプキンの常備は。 ②防災備蓄の中には生理用品は入っているのか。また、入っていたら使用期限が、未開封で5年となっているが守られているか。</p>	<p>①学校教育課長 ②総務課長</p>
	<p>2. 放課後児童クラブの開設日について</p>	<p>放課後児童クラブは保護者が会社などに勤めていて子どもだけで家に居るのが難しい家庭の補助のために作られたものと認識していますが、月曜日から金曜日までしか預かってもらえない。全家庭の保護者が土日休みではありません。また特に、ひとり親家庭の場合など、仕事に行くと、子どもの預け先に困りますが、収入面を考えると仕事を続ける必要もあります。何とかしてほしいと声が上がっています。</p> <p>① 町としてこのことをどう考えていますか。</p>	<p>教育総務課長</p>